

栄養成分表示が義務化されました！

2020年4月1日製造分から表示が必要です

- ◆ 2015年4月1日に「食品表示法」が施行され、
原則として、**全ての一般用加工食品及び添加物**に義務付けられました。
- ◆ 必ず『熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量』の5つを表示します。
- ◆ 食品表示法に従った表示をせず販売した場合等は、食品表示基準違反や命令違反等の**罰則が規定**（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金など）



このような商品は対象外です

- ☐ 生鮮食品、酒類
- ☐ 業務用食品（ただし、業務スーパー等で一般消費者に販売するものは除く。）
- ☐ 設備を設けて飲食させる場合（飲食店で提供されるもの。出前を含む。）
- ☐ 容器包装に入れられていないもの
- ☐ 対面販売で、客の要望に応じて容器に詰めて販売する場合
- ☐ 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- ☐ 栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの
（コーヒー豆や茶葉及びそれらの抽出物、スパイス等）
- ☐ 極めて短い期間で原材料が変更されるもの
（日替わり弁当等レシピが3日以内に变更されるもの、複数の部位が混合される食肉加工品等）
- ☐ 製造者と販売者が同一で、同一の施設内又は敷地内で製造販売する場合
（菓子小売業、パン小売業、惣菜等のインストア加工等）
- ☐ 不特定又は多数の者に対して譲渡する場合（サンプル等）
- ☐ 消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの

※ どれにも当てはまらない場合は、**栄養成分表示が必要です！**

栄養成分表示の表示方法

表示が義務となっている栄養成分の量及び熱量は、食品表示基準別記様式 2 により表示します

表示項目と（単位・最小表示の位）

- ① 熱量（kcal・1の位） ② たんぱく質（g・1の位）
③ 脂質（g・1の位） ④ 炭水化物（g・1の位）
⑤ 食塩相当量（g・小数第1位）

見やすい箇所に
表示してください

（基準別記様式 2）

表示義務5項目は
この順番で

栄養成分表示 食品単位当たり

熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

表示する食品単位

- 販売される状態の可食部分の100g、100ml、1食分、1包装など
1単位ごとの栄養成分値を表示する
- 食品単位を1食分とする場合は、当該1食分の量を併せて表示する

表示の方式

- 表示に用いる文字や枠の色は、背景の色と対照的な色とする
- 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字とする
（表示可能面積がおおむね150cm²以下のものは5.5ポイント以上）

栄養成分表示の設定方法

いずれの方法でも、結果として表示された含有量に合理的な根拠があれば、表示することが可能です

分析値	食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法（公定法） により栄養成分を分析した値
計算値	公的なデータベース等から原料の栄養成分値を入手し、 その食品の栄養成分を算出した値
参照値	公的なデータベース等を基に表示しようとする食品と同一又は類似 する食品から、栄養成分値を類推した値
併用値	分析値、計算値又は参照値を基に、又は組み合わせて作成した値

許容差の範囲*を
超えると違反になります
※-20%~+20%

表示値とおりの栄養成分含量となるように製品を品質管理することが困難な場合

- 合理的な推定により得られた値は「この表示値は目安です」「推定値」を明示
- 表示値設定根拠を保管し、行政からの求めに応じて 開示することが必要

栄養成分表示 〇〇当たり	
熱量	●● kcal
たんぱく質	▲▲ g
脂質	◆◆ g
炭水化物	■ g
食塩相当量	★★ g
この表示値は、目安です。	

※ご相談いただく際は、事前に消費者庁の関係通知をご覧くださいませようお願いします。

消費者庁ホームページ「食品表示法等（法令及び一元化情報）」に、食品表示基準の全文や
各種通知、Q&A、ガイドラインが掲載されています。

消費者庁 栄養成分表示



栄養成分表示に関する
相談窓口

福井市保健所 地域保健課

TEL 0776-33-5182

FAX 0776-33-5473

（2024年4月作成）